



災害廃棄物の処理等に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と公益社団法人大阪府産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、災害時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、泉佐野市域における災害により生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物 最新の大阪府災害廃棄物処理計画において対象とする災害廃棄物（し尿を除く。）をいう。
- (3) 処理 撤去、収集、運搬、分別及び処分をいう。

（協力体制）

第3条 甲と乙は、この協定に基づく災害時における具体的な協力の内容について、今後協議を進め、実効性のある協力体制を構築していくものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理が図れるように、平常時から乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物の処理が円滑に行われるように、災害時に協力可能な乙の会員等が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲にあらかじめ報告するものとし、変更が生じた場合は、速やかに修正報告するものとする。

（連絡担当者）

第4条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、それぞれ相手方に通知する。連絡担当者を変更したときも、同様とする。

（協力要請）

第5条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物の処理について協力を要請することができる。

- 2 甲は、前項の協力を要請するときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書



面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

(情報の提供)

第6条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるよう、乙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

2 乙は、発災後、速やかに協力可能な乙の会員等が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲に報告するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第7条 乙は、第5条第1項の規定により要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従い、次の各号に掲げる事項に留意し、可能な限り災害廃棄物の処理を実施するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること
 - (2) 処理・処分量の軽減及び処理期間の短縮のため、災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。
- 2 乙は、前項の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。
- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
 - (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
 - (3) 災害廃棄物処理を行った期間
 - (4) 災害廃棄物処理に要した人員、車両及び資機材
 - (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 甲は、この協定に基づき、前条第1項の処理に要した経費について、甲が必要と認められた額を負担する。

- 2 甲が負担する経費の価格は、災害の発生における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額、災害発生時の直前（平常時）における一般廃棄物の収集運搬手数料、賃金水準その他市場の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物の処理について前条第2項の承認を得た後、甲に対して前2項に規

定する経費の支払いを請求する。

- 4 甲は、乙から前項に規定する請求があった場合、請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

(第三者等に対する損害)

第9条 第7条第1項の処理を行うに際し、乙の会員等の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙の責任と費用負担をもって誠実に対応することとする。

(補償)

第10条 甲は、この協定により業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は心身に障害を有することとなった場合において、災害救助法が適用されるときは大阪府災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年大阪府条例第3号)に定めるところにより補償し、それ以外の場合は甲乙協議のうえ、その補償方法及び補償額を定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は平成31年3月31日までとし、有効期間満了日までに甲又は乙いずれからも書面による申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が解除日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。



平成30年5月28日

甲 泉佐野市市場東一丁目295-3
泉佐野市
代表者 泉佐野市長 千代松 大耕



乙 大阪市中央区農人橋1丁目1番22号
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
会長 片渕 昭人

